

公益社団法人日本青年会議所 業種別部会連絡会議運営に 関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第82条第2号に基づき、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）及び業種別部会連絡会議（以下「連絡会議」という。）との運営に関する事項を定め、本会と連絡会議との良好な関係の構築、及び本会の発展の他、運営の円滑化を図ることを目的とする。

(連絡会議の設置、及び構成)

第2章 前条の目的を達するために、全業種別部会（以下「部会」という）の部会長、及び本会より規則担当の委員長をもって連絡会議を構成する。

(連絡会議の目的)

第3章 連絡会議は、部会相互間、及び本会の各事業に積極的に協力し、または本会に有為な情報を提供し、若しくは人的・物的な支援等を行うことにより本会定款第3条の目的達成に協力することを目的とする。

2 連絡会議に所属する部会は、本会の定款、諸規程の趣旨を尊重し、本会の品位、秩序を重んじなければならない。

3 本会は、連絡会議、及び部会に対し便宜供与を行わない。

(会議の実施)

第4条 連絡会議の運営は、本会理事会の運営に関する諸規程に準ずる。

2 連絡会議開催時は議事録を作成し、議長及び指名された議事録署名人2名をもって署名押印し、速やかに文書をもって本会規則担当委員会を経て本会専務理事に報告しなければならない。

(事業報告等)

第5条 連絡会議に所属する各業種別部会は、本会担当委員会を通じ本会専務理事に対し、毎事業年度末から2か月以内に、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 前年度の事業の詳細を記載した報告書、及び決算書

(2) 当該年度の事業計画を詳細に記載した報告書、及び予算書

(3) 会員名簿及び役員名簿

2 本会専務理事は必要に応じて本会内部会計監査人をして前項の報告書等の監査をさせ、提出した部会より報告を求め、または直接監査を行うことができる。

(専務決裁)

第6条 本会専務理事は、明確に第3条第2項に反すると思われる連絡会議および部会に対し、直接に改善指導を求めることができる。

(諸規定の準用)

第7条 この規程に定めなき事項については、本会諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成24年12月15日から施行する。

平成24年12月15日 制定